

むつ市議会第264回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

令和7年6月18日（水曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第1 議案第25号 むつ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第2 議案第26号 むつ市産業会館条例の一部を改正する等の条例
- 第3 議案第27号 むつ市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第28号 むつ市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第29号 工事請負契約について
(むつ市湯野川温泉濃々園建設工事（建築工事）に係る工事請負契約を締結するためのもの)
- 第6 議案第30号 財産の取得について
(むつ市消防団むつ消防団第6分団配備の消防ポンプ自動車を、老朽化に伴い更新するためのもの)
- 第7 議案第31号 むつ市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 第8 議案第32号 市道路線の廃止について
- 第9 議案第33号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第10 議案第34号 令和7年度むつ市一般会計補正予算
- 第11 議案第35号 むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第36号 むつ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第37号 むつ市特定公園施設の設置に関するバリアフリー化基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第38号 工事請負契約について
(仮団地橋架替工事に係る工事請負契約を締結するためのもの)
- 第15 議案第39号 財産の取得について
(更新時期を迎えたこと及びシステム標準化に対応した機器とする必要があることから、住民情報システム用パソコン及び当該システムに統合されるパソコンを更新するためのもの)
- 第16 報告第5号 令和6年度むつ市一般会計継続費繰越計算書
- 第17 報告第6号 令和6年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書
- 第18 報告第7号 令和6年度むつ市水道事業会計予算繰越計算書
- 第19 報告第8号 令和6年度むつ市下水道事業会計予算繰越計算書
- 第20 報告第9号 専決処分した事項の報告について
(工事請負契約の一部変更契約について)

- 第21 報告第10号 専決処分した事項の報告について
(工事請負契約の一部変更契約について)
- 第22 報告第11号 専決処分した事項の報告について
(工事請負契約の一部変更契約について)
- 第23 報告第12号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第24 報告第13号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第25 報告第14号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第26 報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市税条例の一部を改正する条例)
- 第27 報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第28 報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 第29 報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 第30 報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(令和6年度むつ市一般会計補正予算)
- 第31 報告第20号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第32 報告第21号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（２２人）

1 番	高	橋	征	志	2 番	杉	浦	弘	樹
3 番	佐	藤		武	4 番	工	藤	祥	子
5 番	濱	田	栄	子	6 番	櫻	田	秀	夫
7 番	住	吉	年	広	8 番	白	井	二	郎
9 番	富	岡	直	哉	10 番	村	中	浩	明
11 番	野	中	貴	健	12 番	佐	藤	広	政
13 番	東		健	而	14 番	中	村	正	志
15 番	井	田	茂	樹	16 番	浅	利	竹	二 郎
17 番	岡	崎	健	吾	18 番	佐々	木	隆	徳
19 番	佐	賀	英	生	20 番	大	瀧	次	男
21 番	佐々	木		肇	22 番	富	岡	幸	夫

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	山	本	知	也	副 市 長	吉	田		真
副 市 長	齋	藤	友	彦	教 育 長	阿	部	謙	一
公営企業者 公 管 理 者	吉	田	和	久	代 監 査 委 員	氏	家		剛
総 務 部 長	松	谷		勇	政 策 推 進 長	小 笠	原	洋	一
財 務 部 長	吉	田	由	佳 子	市 民 生 活 長	石	橋	秀	治
健 康 福 祉 長	斉	藤	洋	一	健 づ 推 進 次 健 福 次	高	橋	嘉	美
こみどらも み部smile skofficeこ にりつつこ り所長	菅	原	典	子	農 林 水 産 長	一	戸	義	則
商工観光 部 長	山	崎		学	ま ち づ くり 推 進 部 長	木	下	尚	一 郎
建 技 術 設 監	大	瀬		聡	会 管 理 計 者	中	村	智	郎
選 挙 管 理 会 長 委 員 局	野	坂	武	史	監 査 委 員 長 事 務 局	澁	田		剛

農委會農水理
 員務局
 育會長林部事
 育會局備監
 舍長
 沢長林部事
 部長長
 部課查
 教委事農水理
 教委事施技
 川所
 協所農水副
 總市公
 總總主

立 花 一 雄
 畑 中 涉
 池 田 雅 文
 山 崎 拓 也
 立 花 幸 一
 佐々木 大

教育部長
 道長民部事
 舍長
 工部長光長
 部長理會局幹
 部課查
 福 山 洋 司
 小 田 晃 廣
 松 本 邦 博
 澤 田 修 一
 鈴 木 明 人
 菊 池 亘

事務局職員出席者

事務局長
 總括主幹
 主任主査

上 林 妙 子
 堂 崎 亜 希
 瀬 角 朋 也

次 長
 主 幹
 主 任
 石 田 隆 司
 佐 藤 孝 悦
 浜 端 快

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（富岡幸夫） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（富岡幸夫） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

6月16日に行われた濱田栄子議員の一般質問中の発言に対し、佐藤広政議員から出されました議事進行については、同日開催されました議会運営委員会で協議した結果、発言を取り消すべき箇所はないことを確認したものの、通告内容を超えた質問や、質問が簡潔明瞭でないとの注意を受ける状況が再三続いていることから、議会運営委員会の見解として、次に同様のことがあれば懲罰に値するということを含め、厳重に注意することを決定いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第32 議案質疑、委員会付託、一部採決

◇議案第25号

○議長（富岡幸夫） 日程第1 議案第25号 むつ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第25号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第25号は、議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第26号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第2 議案第26号 むつ市産業会館条例の一部を改正する等の条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。14番中村正志議員。

○14番（中村正志） おはようございます。議案第26号 むつ市産業会館条例の一部を改正する等の条例について質疑をさせていただきます。

これまでの行政報告でも一連の説明はされてきておりましたが、そのとき条例の変更については、準備が整い次第議会のほうへ提案するとのことでありましたので、このたびの提案なのだろうと思いますが、そこでまずこの条例改正の目的、またその意義について詳細をお伺いしたいと思います。

加えてこの改正によりまして、両施設がどのように変わるのか、併せてお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 初めに、条例改正の目的、意義についてお答えいたします。

市は、これまで産業振興を図るとともに、中心市街地の活性化及び市民の皆様の交流促進に寄与する施設としてむつ来さまい館を、また観光物産の振興を図るとともに、市民の皆様の文化活動、集会等の利用に供するための施設としてむつ下北

観光物産館を設置、運営してまいりました。この両施設につきましては、従来の設置目的に加えて、現在では下北ジオパークや原子力施設の広報、誘致企業や電力事業者の事業所が入居するなど、産業の活性化を推進する一方で、食堂施設の休止や集会施設の利用者減少等、市を取り巻く社会情勢や施設に求められる役割が徐々に変化してきたものと認識しております。

これらの状況に対応するため、市といたしましては、既存の観光物産の機能と産業振興を一体化させると同時に、新たな産業活動の創出拠点として運営を行うため、むつ下北観光物産館をむつまちなかオフィスへと改変させることで、今後の市の商工業の発展及び中心市街地の活性化に寄与する施設として運営してまいりたいと考えております。

次に、この改正によりどのように変わるのかについてお答えいたします。本条例の改正により、むつ下北観光物産館につきましては、新たな産業活動の創出拠点として運営を行う「むつまちなかオフィス」と名称を変更し、事務室として8室を設定して、入居を希望する団体とともに、市の商工業の発展及び中心市街地の活性化を図ってまいりたいと考えております。

また、むつ来さまい館については、1階イベントホールAの会議室をしもきたツーリズムが運営する売店施設にリニューアルし、来館者が利用しやすい環境となるよう工夫した売場へ変化させ、2階の下北ジオパークビジターセンターと併せて下北地域の観光と地場産品のPRを行うとともに、物産の振興を図りたいと考えております。

なお、本改正によりまして、これまで皆様に利用されてきたむつ来さまい館1階のイベントホールA及び会議室、むつ下北観光物産館3階の和室及び会議室については利用することができなくなります。そのため、市といたしましては、同様の

機能を持つ代替施設として下北文化会館、中央公民館、田名部まちなか団地、むつ市総合アリーナ、むつ市ウェルネスパーク等の会議室が代替利用できるものと考えております。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） 条例の中身のほうをちょっと見ていきたいのですが、このたびの条例改正によりまして、むつまちなかオフィスの事務所等の使用料を改定している部分がございます。これら使用料の算定についての考え方につきまして、お伺いしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 商工観光部長。

○商工観光部長（山崎 学） お答えいたします。

使用料の算定につきましては、現在むつ下北観光物産館に入居している団体から徴収している料金を基準に、年額、1平方メートル当たり1,400円と設定し、使用する面積にこの金額を乗じた額を使用料として設定しております。

また、事務室の使用に係る電気料及び通信料につきましては使用者の自己負担といたしまして、電気料につきましては、電力量に応じて市が使用者から徴収、通信料につきましては、各使用者が直接支払いすることを想定しております。

なお、想定される使用料の収入といたしましては、両施設合計で年間約2,000万円と見込んでおります。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） この両施設は、現在指定管理されている施設でありまして、その指定期間はたしか今年度までだったかと思いますが、このたびの条例改正によりまして、その形を変えるわけがありますし、指定管理を受けている指定管理者本体が施設に入居することになりますので、その指定管理の範囲や方法につきましては見直しが必要になると考えますが、管理につきまして、詳しくはこれから来年度へ向けて検討されることと思

ますが、この指定管理者制度についての導入の考え方を伺いしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 吉田副市長。

○副市長（吉田 真） お答えいたします。

まず、指定管理者制度の導入についての基本的な考えでございますが、市では行政サービスの効率化と質の向上を図るため、指定管理者制度の導入を積極的に推進しております。

この両施設における指定管理者制度の導入につきましては、市が設置する指定管理者選定委員会において実施する指定管理者移行検討会において慎重に検討することとしてございます。

この場において関係部局の意見を参考として、当該施設が指定管理者による運営が必要かなどを議論し、指定管理者が必要と判断された場合には、管理の形態や期間、指定管理料の上限額や選定方法などについて、その方針を決定していくこととしております。

本条例に関係するむつ来さまい館、むつ下北観光物産館に加え、むつ市イベント広場につきましては、これまで3施設一体として指定管理者制度を導入しており、令和2年度から令和7年度までの5年間の指定管理期間としておりましたので、今年度をもって指定管理期間が満了を迎えることとなります。

令和8年度以降のむつ来さまい館、むつまちなかオフィス及びむつ市イベント広場の管理につきましては、現在商工観光部で検討しているところでございまして、指定管理者移行検討会を通じて管理の方法が決定いたしましたら、広報むつ、むつ市公式LINE等で周知いたしますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） これで中村正志議員の質疑を終わります。

次に、1番高橋征志議員。

○1番（高橋征志） 産業会館条例の一部改正につ

きまして、3点質疑いたします。

まず、1点目ですけれども、新しくできるむつまちなかオフィスですけれども、企業が入るオフィスだということで、市民が利用するむつ来さまい館とは用途が異なると思います。用途が異なる2つの施設を条例を1本にするということで、用途が違うので、別々の条例であるべきなのではないかなというふうに考えるのですけれども、一本化した理由についてお聞かせください。

2点目は、指定管理についてです。本条例の施行は令和8年7月1日であって、形式的には今年度中はまだまさかりプラザは存在することになります。今年度中の指定管理業務や指定管理料の見直しは考えているのかお伺いします。

また、先ほどの中村議員の質疑と少し重なる部分はありますけれども、新年度からのむつ来さまい館とむつまちなかオフィスの指定管理についてはどのように考えているのか。先ほどの答弁を聞くと、まだそこは検討中なのかなというふうな印象を受けましたけれども、改めてその辺どうなっているのかお聞かせください。

お尋ねの3点目です。むつ来さまい館のホームページを拝見しましたら、4月3日の時点で既にまさかりプラザ売店の休業が決まっていたようで、ホームページには4月15日から休業、4月29日からむつ来さまい館1階で営業再開と予定されていたそうです。一方で、議案の上程見送りの行政報告が3月5日にありまして、3月定例会が3月14日の閉会ということで、これまでの行政報告の内容と対照的に突然売店の休業が決まったというふうに、突然の方針転換のように映ります。3月5日の行政報告以降、本議案上程に至るまでの経緯を改めてお知らせください。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） お尋ねの1点目、用途の異なる両施設の条例を一本化した理由について、私か

ら答弁をさせていただきます。

中村議員への答弁と重複することがあると存じますが、市はこれまで産業振興を図るとともに、中心市街地の活性化及び市民の皆様の交流促進に寄与する施設としてむつ来さまい館を、また観光物産の振興を図るとともに市民の皆様の文化活動、集会等の利用に供するための施設としてむつ下北観光物産館を設置、運営してまいりました。

この両施設につきましては、従来の設置目的に加えて、先ほど答弁をさせていただきましたけれども、現在では下北ジオパークや原子力施設の広報、誘致企業や電力事業者の事業所が入居するなど、産業の活性化を推進する一方で食堂施設の休止や集会施設の利用者減少等、市を取り巻く社会情勢や施設に求める役割が徐々に変化してきたものと認識しております。

これらの状況に対応するため、市といたしましては、既存の観光物産の機能と産業振興を一体化させると同時に、新たな産業活動の創出拠点として運営を行うため、むつ下北観光物産館をむつまちなかオフィスへと改変させることで、両施設一体として、今後の市の商工業の発展及び中心市街地の活性化に寄与する施設として、用途別々のものの条例を一本化したということでございます。

○議長（富岡幸夫） 商工観光部長。

○商工観光部長（山崎 学） 質問の2点目にお答えいたします。

令和7年度の指定管理業務につきましては、現行の業務内容の範囲内で対応が可能ですことから、見直す必要がないと認識しております。

また、指定管理料につきましては、移転後の売店施設に係る使用料が増加すると見込んでおり、指定管理料の減額が想定されますが、電気料等の管理経費の決算見込みを現時点で算出することが難しいため、指定管理料の見直しが必要かどうかにつきましては、状況を見極めながら、今後適切

に対応してまいりたいと考えております。

令和8年度の管理につきましては、先ほどの副市長答弁のとおり現在検討中でありまして、管理の方針が決定いたしましたら、改めて広報むつ等で周知いたしますので、ご理解賜りたいと存じます。

お尋ねの3点目にお答えいたします。まず、3月5日の行政報告以降の本議案上程に至るまでの経緯につきましては、むつ市産業会館条例及びむつ市観光物産館条例の一本化の可否、使用料の設定、施設改修の必要性、指定管理者制度の導入の可否の4点につきまして、これまで検討を進めつつ、関連する団体等からの情報収集を行ってまいりました。

また、上程に当たりましては、市関係部局と議論、協議を重ねまして、このたび準備が整いましたことから、条例改正及び補正予算につきまして、本定例会へ議案としてご提案させていただいております。

なお、売店施設の移転につきましては、当初むつ来さまい館イベントホールの使用許可を指定管理者がすることで、現行の条例でも対応が可能であると認識していたところでありましたものの、行政報告後でもあり、議員の皆様や市民の皆様に対しまして説明が不足していると考え、移転に関する対応について見送りしたものでございます。

本件につきましては、関係団体との意識の共有が十分になされていなかったと認識しており、今後の周知方法につきましては関係団体と連携し、より適切な説明を心がけてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） 来年度の指定管理の件なのですけれども、少し確認になりますが、今2本別々にある条例を1本にします。そうすると、新年度の運営方法としては、両方とも指定管理するか、

片方は指定管理して片方は直営にするかとか、いろんなパターンがあるかと思うのですけれども、条例を一本化した状態で施設を別々に運営する。つまり例えばむつ来さまい館は指定管理にするけれども、まさかりプラザ、むつまちなかオフィスは直営にするだとか、そういったことは制度上可能かどうかというところをお聞かせください。

それから、売店の休業の部分なのですけれども、今の部長のご答弁、ちょっと私の理解が追いつかない部分があるのですが、もともとはイベントホールの使用許可で対応できるというようなお話でしたけれども、ということは、当時は条例を改正しなくても対応できると、売店を移転しても大丈夫だというふうにお考えで走ったけれども、やはりいろいろ見直した結果、条例を直す必要があって、今こうなったということによろしいですか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） まず、今現在現存するむつ市観光物産館条例、この目的でございますけれども、市の観光物産の振興を図るとともに、市民の文化活動、集会等の利用に供するためむつ下北観光物産館を設置するというところでございまして、現状として既に誘致企業の事業者がオフィスとして入っていたり、また一体化する理由を先ほど申し上げましたけれども、むつ下北観光物産館の中にしもきたツーリズム、むつ市観光協会をはじめとする観光物産団体が入居することになります。片やむつ来さまい館には、ジオパークのビジターセンター、そして今予定しておりますイベントホールAでは物販をするということで、両施設が観光物産の振興にも寄与しておりますし、商工業の発展にも寄与すると、そういった状況になってございます。

その上で、指定管理についてはこの後担当部長から答弁させますけれども、部長が答弁させていただいた行政報告以降の本議案上程に至るまでの

経緯の中で、指定管理者制度の導入をしているむつ来さまい館につきましても、むつ来さまい館のイベントホールの使用許可というものは、市ではなくて指定管理者が行うことができるということにされております。

これまでもむつ下北観光物産館の使用許可というものは、当時からずっと続いていますので、使用許可自体は市が出して、その後更新されて、今は指定管理者が許可しておりますけれども、イベントホールの使用許可も指定管理者に移行していますので、イベントホールにて物産、売店のほうを指定管理者のほうで許可できるという認識を持って進めておりました。市としては、今条例改正を議会に申し上げている最中でありまして、慎重に議論を要するための、条例改正の有無関係なく慎重に議論をする必要があるために、一旦立ち止まりましょうということで、指定管理者に協議を申し上げたということでございます。

○議長（富岡幸夫） 商工観光部長。

○商工観光部長（山崎 学） 指定管理につきまして、お答えいたします。

先ほどの答弁とも重複するところがあるのですが、現在検討中というところは、先ほど議員がおっしゃられたように、条例が一本化するにもかかわらず、例えば指定管理する建物、指定管理しない建物、様々なパターンが出てくると考えられ、それにつきましても制度上可能かどうか含め、またそれが市民の皆さんのためにこの指定管理者制度が効率的に運用できるかということも含めて現在検討している最中でありまして。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 最後になりますけれども、やはりその経緯のところがちょっと私ずっと引っかかっていまして、もともとは昨年12月定例会に行政報告がありまして、むつ商工会議所に譲渡ということで行政報告があつて、2月に譲渡をやめ

て条例を上げるのだという話で、3月にはやっぱり条例を上げないとなって、4月に売店の移転を条例改正前に話が進んでいて、一旦下がって、今6月に改めて議案が上がっているということで、私としてはこの半年間のその経緯がすごく混乱しているように思います。私は、混乱しているように受けるのですけれども、市としてこの混乱の原因は何だと考えますか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） まず一番初めに行政報告をさせていただいたときに、譲渡を含め検討する、検討することを報告させていただいて、その中で議会の皆様、市民の皆様への影響を考慮して進めますと申し上げたと存じ上げております。

そういう意味では、今の下北地区統合校も議会の皆さんから言われているとおり、地域の皆さんの声を聞いて進めてほしいと。丁寧に半年間聞いた上で、一番いい形を決めながら、なので3月、まだ決まっていない中で説明する、これは失礼だなと。これは、議会の皆さんに丁寧にやったほうがいいなということで、売店の移転もストップさせて、まだ議論をしっかりしてから、条例を改正してから進もう。そういう意味では、議会の皆さん、市民の皆さんに丁寧に説明して進めようという市の意思でありますので、そのことはご理解いただきたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） これで高橋征志議員の質疑を終わります。

次に、11番野中貴健議員。

○11番（野中貴健） 同じく議案第26号に対して質疑いたします。3点準備していましたが、同僚議員と重複いたしますので、2点に絞らせていただきます。

1点目、先ほど高橋議員も質疑あったのですが、あえてなぜこのタイミングでの条例改正に至ったのかお聞きいたします。

2点目として、現在想定している使用団体は、産業観光とかそういう団体を想定していると思いますが、もう一度そこら辺をお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 商工観光部長。

○商工観光部長（山崎 学） まず1点目の、なぜこのタイミングでの条例改正に至ったのかについてにつきましてお答えいたします。

市は、これまでむつ市産業会館条例及びむつ市観光物産館条例の一本化の可否、使用料の設定、施設改修の必要性、指定管理者制度の導入の可否の4点につきまして、これまで検討を進めてきたところであります。あわせて、関連する団体の皆様からの情報収集も行っていました。

また、今回の上程に当たりましては、市関係部局とも議論、協議を重ねてきたところでありまして、このたび準備が整いましたことから、条例改正及び補正予算につきまして、本定例会へ議案としてご提案させていただいたところであります。

続いて、想定している施設を使用する団体につきましてお答えいたします。使用団体につきましては、1階事務室AとBにむつ商工会議所様、2階事務室Cに東京電力ホールディングス株式会社様、事務室Dに株式会社P W A N様、3階事務室EとFに現在むつ商工会議所会館2階に入居しているアクサ生命保険株式会社様と公益社団法人むつ法人会様、3階事務室Gに一般社団法人しもきたツーリズム様、3階事務室Hに公益社団法人むつ市観光協会様と一般社団法人むつ青年会議所様を想定しております。

○議長（富岡幸夫） 11番。

○11番（野中貴健） 1点目のタイミングのほうは、大体理解いたしました。

2点目の想定している団体のほうを今読み上げていただきましたけれども、結局むつ商工会議所さんがむつ下北観光物産館のほうに移動してきます。それはいいのですけれども、一緒に入ってく

るアクサさんとか法人会ですか、そちらのほうが、今現在むつ商工会議所の建物の広さがどれぐらいあるか分かりませんが、それがむつ下北観光物産館のほうの3階に移動したときに、同じようなスペースが確保できるのかどうか、ここも1点お伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 商工観光部長。

○商工観光部長（山崎 学） お答えいたします。

現在両法人の担当者の皆様と協議を重ねている最中ではありますが、広さにつきましてはほぼ同程度の面積となっているものの、使い勝手含めてこれから改修に入りますので、使用される団体の皆様とは、引き続き協議を重ねながら改修作業へ移るということを予定しております。

○議長（富岡幸夫） 11番。

○11番（野中貴健） その改修といいますか、私若干相談は受けているのですけれども、同じ広さとはいえ、個人情報等々も当然それぞれ取り扱っておりますので、例えば壁が、間仕切り壁、薄い壁とかそういうのもちょっと避けてほしいなというのも私のほうにも話がありましたので、その辺のところも、例えば工事するにしても、これ今の議案のほうに引っかかるかどうかは微妙なのですけれども、そういう壁とかではなくて、そういう要望も、当然その当事者の事業所から話を聞いてしっかりしたものになるのかどうか、最後1点お伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 商工観光部長。

○商工観光部長（山崎 学） お答えいたします。

改修につきましては、本定例会へ後ほど出てくるのですが、補正予算の中で予算化されることを目指して上程しております。

その中では、これから設計に入るところでありますので、その設計段階において、先ほど議員おっしゃられたとおり、例えば壁につきましても、間仕切り壁なのかどうかということも含めて、使

用を想定している団体の皆様と協議した上で決定していきたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） これで野中貴健議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第26号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第26号は、議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第27号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第3 議案第27号 むつ市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第27号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第27号は、議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第28号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第4 議案第28号 むつ市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第28号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第28号は、議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第29号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第5 議案第29号 工事請負契約についてを議題といたします。

本案は、むつ市湯野川温泉濃々園建設工事に係る工事請負契約を締結するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第29号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第29号は、議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第30号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第6 議案第30号 財産の取得についてを議題といたします。

本案は、むつ市消防団むつ消防団第6分団配備の消防ポンプ自動車を、老朽化に伴い更新するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第30号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第30号は、議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第31号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第7 議案第31号 むつ市過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。4番工藤祥子議員。

○4番（工藤祥子） 消滅可能性集落に住んでいる一人としてお尋ねしたいと思っています。

どのような変更なのか。「むつ市過疎地域持続的発展計画の変更について」とありますが、どのような変更なのでしょう。まず、そのことをお聞きします。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（小笠原洋一） お答えいたします。

むつ市過疎地域持続的発展計画の変更についてであります。令和7年度に実施する大畑漁業施設事業負担金、木野部橋長寿命化修繕事業、脇野沢橋長寿命化修繕事業、急傾斜地整備事業負担金、大畑小学校環境整備事業の5つの事業に財政上有利な過疎対策事業債を充当するため、これらの事業を当該計画に位置づけるものでございます。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） そうすると、ほとんど橋の整備ということで受け止めていいのでしょうか。もう少し具体的な内容とかを付け加えてくだされば助かります。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（小笠原洋一） お答えいたします。

事業の詳細についてであります。まず大畑漁港施設事業負担金についてであります。これは安全で効率的な漁業活動を確保するため、青森県が実施する大畑漁協への照明灯設置事業に対する負担金でありまして、今年度は照明灯2基の工事を予定しております。

次に、木野部橋長寿命化修繕事業についてであ

りますが、これは市道木野部1号線内に位置する木野部橋の老朽化が著しく、安全な通行を確保することが困難な状態となっていることから、橋りょうを更新するものであります。今年度は、その実施設計を予定しております。

次に、脇野沢橋長寿命化修繕事業についてであります。これは市道渡向14号線内に位置する脇野沢橋の老朽化が著しく、安全な通行を確保することが困難な状態となっていることから橋りょうを修繕するもので、今年度は実施設計を予定しております。

次に、急傾斜地整備事業負担金についてであります。これは川内町松川地区の急傾斜地において、豪雨等による大崩落の発生を防止するため、青森県が実施する崩壊防止対策事業に対する負担金でありまして、今年度は5か年計画の最終年度となっております。

次に、大畑小学校環境整備事業についてであります。これは大畑小学校の便器の洋式化改修を実施するもので、教育環境を整備するものであります。現在設計中で、41基のものを32基にする計画として現在進めております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） 様々な環境整備に使われるということは分かりましたけれども、本当にこの過疎の問題に取り組むのはまた別の問題で、これから課題として勉強していきたいと思えます。

そして、もう一つ最後に、過疎債の有利な点というのはどういうことでしょうか。どのような内容なのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（吉田由佳子） お答えいたします。

過疎地域に指定された市町村がその地域の持続的な発展を目的とした事業を行う際に、その財源として発行が認められている地方債となります。

当市におきましては、川内地区、大畑地区、脇野沢地区で行われる事業が対象となり、事業費に100%充当可能で、元利償還金の70%相当が普通交付税に算入されるため、有利な起債となっております。

○議長（富岡幸夫） これで工藤祥子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第31号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第31号は、議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第32号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第8 議案第32号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第32号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第32号は、議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第33号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第9 議案第33号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、人権擁護委員法第9条ただし書の規定により、任期満了後もその職務を行っている人権擁護委員の後任に向川明氏を推薦することについて

て議会の意見を求めるためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第33号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◇議案第34号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第10 議案第34号 令和7年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。14番中村正志議員。

○14番(中村正志) 議案第34号 令和7年度むつ市一般会計補正予算につきまして、2点お聞きしたいと思います。

まず、商工費のむつ来さまい館等管理費、むつまちなかオフィス改修事業費についてであります。これは先ほどの議案第26号を受けての改修事業費であります。この改修の内容につきまして、

その詳細をまずはお聞きしたいと思います。

次に、教育費の義務教育振興費、学びの多様化学校設置事業費についてであります。これは一般質問でも学びの多様化学校の詳細と教育委員会の意気込み等につきましてはお伺いをいたしました。が、補正予算では開校に向けて設置事業費として101万7,000円が計上されております。こちらのほうも、この事業費の内容、詳細についてお伺いしたいと思います。

○議長(富岡幸夫) 商工観光部長。

○商工観光部長(山崎 学) むつまちなかオフィス改修事業費の改修の内容につきまして、お答えいたします。

本事業は、新たな産業活動の創出拠点として運営を行うため、むつ下北観光物産館をむつまちなかオフィスへ改修するために要する経費であります。内容といたしましては、委託料として改修に必要な建設工事及び電気設備工事等に係る設計業務委託に525万6,000円、工事監理業務委託に247万4,000円の合計773万円を計上しております。

次に、工事請負費といたしまして、入り口の自動ドアの修繕、OAフロアの設置等の建築工事に4,452万8,000円、電気量を計測するための電力流量計の設置、電話管路の構築、照明のLED化等の電気設備工事に2,736万8,000円、施設の外に掲示しています看板の塗装工事に96万6,000円の合計7,286万2,000円を計上しております。

改修場所につきましては、現在のむつ下北観光物産館1階の事務室及び売店施設をむつまちなかオフィス事務室AとB、2階ホールと食堂施設を事務室CとD、3階和室を事務室EとF、会議室をGとHに改修することとしており、工期につきましては設計業務に約2か月半、改修工事に約5か月半と見込んでおります。

市といたしましては、使用料の徴収に当たり、最低限必要な改修と認識しており、入居希望者に

ご不便をおかけしないように努めてまいります。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） 学びの多様化学校設置事業費の詳細についてお答えいたします。

まず、今回の設置事業費であります、その主なものは、今後設置を予定しております学びの多様化学校設置検討委員会に要する経費となっております。

報酬の30万4,000円につきましては、委員12名を想定しておりますが、委員に対する報酬及びアドバイザーへの謝金として計上しております。

また、旅費の71万3,000円につきましては、学びの多様化学校先進地視察に係る旅費並びに設置検討委員会委員の費用弁償及びアドバイザーに対する費用弁償として計上しております。

以上となります。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） それでは、まずむつまじなオフィス改修事業費のほうであります、8,000万円ほどの改修費で、最初見たときは結構かかるのだなというふうな感じをしていました。

先ほどの議案第26号の答弁の中で、両施設で年間2,000万円ほど使用料収入を見込んでいることを考えると、4年間で回収、ペイできることが見込まれておりますし、今の答弁でも最低限必要な改修と認識しているとのことでありました。

再度同様な質疑になろうかと思うのですが、産業振興を図るためには、今回の改修事業費は必要な事業費であるというふうな認識でよろしいでしょうか。

あと、学びの多様化学校のほうについてであります、検討委員会が設置されるとのことです。委員のほうは、今12名というふうなお話を聞きましたが、その委員の構成はどのようになるのか。また、委員会で検討される内容、あるいはいつ頃までにその委員会での結論を出すのかにつ

いてお聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 商工観光部長。

○商工観光部長（山崎 学） お答えいたします。

まず、今回の改修費用につきましては、最低限使用を希望する使用者の皆様にご不便をかけないための経費と考えております。

今後施設に係る経費を含めると、まだ手がかかる部分もあるかとは思いますが、まずは入居希望者の皆様にむつまじなオフィスに入っていたいて、市と連携して産業の振興を一体的に図ってまいりたいと考えております。

また、経費につきましても議員おっしゃられたとおり、大体今回の改修費用につきましては、四、五年程度で回収される見込みとなっておりますので、そのかけた投資も回収できることも含めて、これから産業振興に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） お答えいたします。

設置検討委員会の構成についてであります、青森県内の教育関係者、当市において不登校の支援に携わる関係機関の方、不登校児童・生徒の保護者などを想定しております。

また、設置検討委員会のスケジュール的なお話ですが、今年度内3回の開催を予定しております、12月を目途に一定の結論を出したいと考えております。

以上となります。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（中村正志） では、学びの多様化学校のほうにつきまして、最後質疑をさせていただきますが、先ほど委員のほかにアドバイザーというふうなお話もございましたが、この学びの多様化学校未設置の都道府県や政令市の教育委員会に対しましては、たしか文部科学省で学びの多様化マイスターというものの派遣がされて、設置取組の強化

を行うというふうなことがございますが、先ほどお話しされましたアドバイザーというのは、それに当たるのでしょうか。

また、このマイスター、むつ市教育委員会としては派遣を要請するような予定はございますか。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） お答えいたします。

今議員からご指摘いただきましたアドバイザーとマイスターについては、別な方となりまして、議員がおっしゃられたマイスターではない方をアドバイザーとしての招聘を考えております。

また、今ご提案のような形でお話しいただきました学びの多様化学校マイスターについてであります。そのマイスターは文部科学省が推進する学びの多様化学校の設置を促進するための啓発及びマイスター派遣事業というのがございまして、それにより実施されているもので、学びの多様化学校の設置を検討している教育委員会からの派遣要請に応じ、専門的知見に基づいた個別の助言や相談会を行ってくださる方となります。

当市におきましては、7月11日に開催を予定しております「不登校のこと みんなで語り合う会」において、講師として学びの多様化学校マイスターを派遣依頼したいと考えております。

また、このマイスター派遣に係る費用は、全て文部科学省に負担いただけるということで、今回の補正予算への計上は含まれておりませんので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） これで中村正志議員の質疑を終わります。

次に、1番高橋征志議員。

○1番（高橋征志） 令和7年度の補正予算につきまして、2点質疑いたします。

まずは労働費、5款1項1目の離職者雇用奨励金についてです。こちらが540万円予算計上されておりますけれども、積算根拠としまして、1万

円掛ける6か月掛ける90人ということになっております。こちらの算定基礎の積算根拠についてお知らせください。

それから、2点目が7款1項5目、むつまじなかオフィスの改修事業費になりますけれども、通告していた内容がこれまでの答弁で既に答弁いただきましたので、一部だけ。年間の使用料収入につきまして、先ほど2施設合わせて年間2,000万円というご答弁でしたけれども、むつまじなかオフィス単体では年間どれくらいの使用料収入を見込んでいますでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 商工観光部長。

○商工観光部長（山崎 学） まずは、離職者雇用奨励金の積算根拠についてお答えいたします。

まず、月額1万円の根拠につきましては、他自治体の例を参考としつつ、厚生労働省の助成金との併給が可能である金額を設定しております。

次に、6か月の根拠といたしましては、離職者の再就職時期には個々の生活状況や就職活動の進捗等によりまして、ばらつきが生じることが想定されます。そのため、全ての方が最長月数の支給対象になるわけではございません。

こうした実態を踏まえ、対象者全体の支給期間の中央値を6か月と見込みまして、予算積算上の標準的な支給期間として設定しております。

最後に、90人の根拠であります。市が把握している非自発的理由による離職者数等を勘案しまして推計したものであります。

続きまして、むつまじなかオフィス単体での年間の使用料収入につきましては、大体1,350万円程度と見込んでおります。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） それぞれ再質疑させていただきます。

離職者雇用奨励金についてなのですが、1万円という金額について、これはやむを得ず離

職してしまった方をほかの事業所に再雇用していただくということを後押しするための奨励金だと思おうのですが、もちろん何とかして再雇用していただきたいとは思いますが、ただ新たに雇う側、企業、事業者さんからすると、人件費はコストであることも事実だと思います。その中で、1人雇用して1か月1万円では、その雇用する側の企業の負担も大きいのではないかと。足踏みしてしまう部分もあるのではないかなというふうに思いまして、先ほど併給可能な金額という話だったので、目的が再雇用の促進ということであれば、より雇う側の企業にも配慮した金額ということで、もう少し1万円ということではなくて増額を検討するべきではなかったかと思うのですけれども、その辺改めてお聞かせください。

それから、むつまじなかオフィスの改修事業費ですけれども、今回トータルで8,000万円という事業費になっております。これまでの経緯をちょっと振り返ると、一度譲渡がなくなった段階で、オフィスの改修費は入居する商工会議所が負担するという答弁もたしかあったかと思えます。印象としては、どのような経緯があったか分かりませんが、ゼロ円が8,000万円になったというふうな印象も受けるのですけれども、どのような検討の結果、どのような理由で最終的に市が改修費を負担することになったのかお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 商工観光部長。

○商工観光部長（山崎 学） お答えいたします。

まず、雇用奨励金の月額1万円の設定につきましては、先ほど答弁したとおり、本奨励金につきましては、厚生労働省が実施する各種雇用助成金との併給が可能であることを想定したものであります。

国の制度上、助成金等の合計額が事業主が実際に負担した賃金の額を超えないことが併給の条件とされておりますので、市の奨励金としての金額

といたしまして、1万円が高い、低いはあるかと思いますが、その中で月額1万円と設定して、国の助成金との併給が可能な水準であると判断しております。

さらに、今回の制度設計に当たりましては、所管の労働局に確認を行い、本奨励金が厚生労働省の助成制度と併給しても差し障りないとの回答を得ております。

続いて、むつまじなかオフィスの改修についてであります。これまで様々、市、併せて関係機関とも協議をしましてまいりました。経緯等につきましては、先ほどの答弁でもご説明したところではあります。まず最初に市長が答弁したとおり、今回の事業につきましては、このむつ下北観光物産館をむつまじなかオフィスへ改修することで、さらに地域の産業振興を図るという目的であります。そのため、まずこの建物を地域の団体の皆様へ貸し出すに当たりましては、市といたしまして、使用者にご不便をおかけしないように市が責任を持って改修するべきではないかという協議という判断に達したところから、今回の補正予算の上程ということとなっております。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） これまでの議論の中、私以外にも議員の皆さん質疑していましたけれども、そもそも民間の団体の事務所なのであれば、自分たちで用意するべきではないかという議論とかもあったかと承知しています。

今回の改修が市の責任をもって公共施設を改修するということは分かりましたけれども、改めて特定の団体のために改修するわけではないというのは、もちろんそのとおりだと思いますが、そのように受け取られてしまわないように、改めてこのまさかりプラザを改修してむつまじなかオフィスとしてやっていくことが市民のため、どのような市の利益になるのかというところを最後にお聞

かせください。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 今までもむつ下北観光物産館ではございますけれども、公益法人でありますむつ観光協会、これまで使用料を取ってございます。また、今入居を予定しておりますむつ商工会議所でございますけれども、商工会議所法にこのように書かれてございます。「商工会議所は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする」公共性の高い特別認可法人でございまして、地域の商工団体の世論を代表して、商工業の振興に力を注いで、経済の健全な発展に寄与する公益性、公益的性格を持つ地域総合経済団体ということでございますので、基本的には商工会議所は公益団体でございます。

今までの市の考え方の流れをくむと、無償で貸与することも可能であったと認識しておりますけれども、高橋議員おっしゃるとおり、市民の皆様、そして地域の経済団体の皆様のことを踏まえて、商工会議所が中心部、田名部まちなかにあること、そのことが市にとっても発展につながると認識しております。

先ほど来改修費については団体が持つべきではないかという議論だと思いますけれども、そういった中でも使用料をしっかりと払っていただいて、それに対する改修については市のほうでやっていかなければいけない。先ほど来担当部長からも答弁させていただいておりますけれども、最低限のOAフロア、電気は2団体で払ってもらうためのメーターをつけなければいけない。そういったことも含めて、今回提案させていただいておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） これで高橋征志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。2番杉浦弘樹議員。

○2番（杉浦弘樹） すみません、通告していないのですが、2点ほど質疑させていただきたいと思います。

まずは13ページ、第3款民生費、こども計画策定業務費についてでありますけれども、提案理由説明で、こども・若者の生活基盤の安定化から結婚・子育てに至るまでの一体的な支援を図るためと説明のほうがありました。こういった課題を解決する目的からこの支援をするのか、そちらのほうをお聞きしたいと思います。

2点目です。14ページ、7款商工費、6目産業振興費、地域活性化企業人派遣負担金でありますけれども、現段階での地域課題とはこういったものが想定されるのか、また課題解決に向け、こういった業界の人材を招致する予定なのか、そちらのほうをお聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） こどもみらい部長。

○こどもみらい部長（菅原典子） お答えいたします。

こども計画は、国のこども大綱及び県こども計画を勘案し、市の施策や地域支援、こどもや子育て当事者等の意見を反映し策定するものです。地域が抱える課題や、そのほかこども施策を取り巻く状況は様々あり、それぞれの自治体がこども大綱を勘案し計画を策定することで、こどもまんなか社会の実現を目指すこども施策の包括的な計画となります。

また、こども計画は、こども・若者の支援、少子化対策、こどもの貧困対策など、幅広いこども政策に関する基本的な計画等を一体のものとして作成することができますことから、こども施策に全体として一体的な施策の推進につながり、市民に分かりやすいものとなること、さらには事務の負担軽減などにもつながることが期待され、策定するものでございます。

○議長（富岡幸夫） 商工観光部長。

○商工観光部長（山崎 学） 地域活性化企業人派遣負担金の内容につきまして、お答えいたします。

この地域活性化企業人制度につきましては、国の事業でありまして、民間企業から専門的な人材を自治体に派遣していただく事業であります。その財源につきましても、特別交付税措置されるものとなっております。

今回の補正予算で提案している地域活性化企業人派遣負担金につきましては、まず市内地域の物産の振興、ひいてはふるさと納税もそうなのですが、そちらのプロを招聘したいと考えております。

もう一人は、観光の関係でマーケティング、またデータ分析を行って、それを施策につなげてもらえる、そちらも専門家、プロを招聘する予定であります。

このたびその2名の方と交渉というか調整を図りまして、総務省の地域活性化企業人制度の副業型というメニューを活用して、できれば7月からそのお二人が副業として、この物産と観光の課題解決に向けて一緒に業務に当たっていただく予定となっております。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（杉浦弘樹） ちょっと答弁が長かったので、私も今まとめ切れていないのですが、でも取りあえず産業振興費の部分でお聞きしたいと思います。

ということは、市役所の業務の中で、副業として専門知識を有する人をアドバイザー的な形で招致して、いろいろ指導をもらいながら業務に当たっていくというふうな感じでよろしいのかどうか、ちょっとそちらをお聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 商工観光部長。

○商工観光部長（山崎 学） お答えいたします。

アドバイザー的なということではなくて、一緒

に働いてもらうこととしております。ただ、今回は副業型でオーケーをもらっておりますので、地域活性化企業人制度の副業型の要件をご説明いたしますと、勤務日数といたしましては月4日以上、勤務時間につきましては月20時間以上、受入自治体、むつ市にとりましては滞在日数は月1日以上、この要件を満たす形でむつ市に来ていただいて、職員と一緒に仕事をする、業務を行うという制度を活用して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（杉浦弘樹） すみません、地域活性化企業人派遣負担金のほうは理解しました。

ちょっとすみません、別に質疑いたしますけれども、こども計画策定業務費についてです。その年代の人たちにどういった課題があるかというふうなのを調べていくというふうなことになるかと思うのですが、この策定業務に当たって、いろいろと調査のほうをしていくかと思うのですが、どういった調査をしていくのかどうか、そちらのほうを最後お聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） こどもみらい部長。

○こどもみらい部長（菅原典子） お答えいたします。

アンケート調査を実施する予定としておりますけれども、例えば小学校5年生、中学校2年生のお子様とその保護者の方、そしてこども・若者ということで、若者の年代の方へアンケート調査を実施する予定としておりますが、アンケート内容等につきましては、今後子ども・子育て会議で審議していただく予定としておりますので、今検討している段階です。

○議長（富岡幸夫） これで杉浦弘樹議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。12番佐藤広政議員。

○12番（佐藤広政） すみません、通告しておりま

せんが、先ほどのむつまじなオフィスで2点、ちょっとお伺いします。

答弁の中で、これから手をかける、8,000万円をかけての改修ということなのですが、聞くところによれば、もっと物すごい金額がかかる改修事業が必要だというような話をお聞きしたことがあるのですが、今回8,000万円程度で済むということですが、これから協議をしながら手をかける部分があるかもしれないということですが、これからあった場合、また補正、補正という形で直していくのか。

また、聞くところによりますと、トイレにもかなり何か支障があるような話をしておりました。今回こういう団体の皆さんがもう入ることが決まっておるわけですが、その辺はこれからまた順次補正、補正という形で追加していくような形になってしまうのかどうか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 行政報告させていただいたときに、施設の譲渡も含めて検討してまいりましたけれども、佐藤広政議員はじめ議員の皆様からは、この施設は市民のために残すべきだと、そういうお話の中で、建物を残すということは、これからは老朽化対策、屋根の改修、空調、トイレ含めて、建物というのは必ず古くなってまいりますので、今年度補正を上げるということではなくて、この施設が今後もむつまじなオフィスとして存続する以上は、改修は今後必要になるというふうにご理解いただければと存じます。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） ただ、今回8,000万円ということで、金額少なくないのかなということでもちょっと心配した、先ほど市長がご答弁いただいたように、残すためにこれでいいのかなと、ふと思った点でございます。

それで、先ほど工事等になって大体7か月ぐらいということでしたが、施設の貸出日程自体はどのような予定を立てているのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 商工観光部長。

○商工観光部長（山崎 学） お答えいたします。

先ほどご答弁したとおり、まず工期につきましては、設計業務に2か月半、改修工事に約5か月半を見込んでおりまして、来年の3月中には全ての改修を終えて、準備といたしまして、4月1日から各団体が通常業務できるように、3月中に引っ越し含めて準備できる体制を整えたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） これで佐藤広政議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第34号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

ここで午前11時25分まで暫時休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前 11 時 25 分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇議案第 35 号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第11 議案第35号
むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第35号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第35号は、議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第 36 号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第12 議案第36号
むつ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第36号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第36号は、議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第 37 号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第13 議案第37号
むつ市特定公園施設の設置に関するバリアフリー化基準を定める条例の一部を改正する条例を議題

といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第37号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第37号は、議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第 38 号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第14 議案第38号
工事請負契約についてを議題といたします。

本案は、仮団地橋架替工事に係る工事請負契約を締結するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。5 番濱田栄子議員。

○5 番（濱田栄子） 簡潔に質疑いたします。

仮団地橋架替工事ですが、工事の工程及びスケジュールについてお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（木下尚一郎） お答えいたします。

本工事の工程及びスケジュールについてですが、今年度の令和7年度に河川左岸側の橋台及び護岸工事、令和8年度に河川右岸側の橋台及び護岸工事、そして令和9年度に橋りょう上部及び接続する道路の工事を実施しまして、令和9年度末に供用を開始する予定としております。そしてまた、令和10年度に古い橋の撤去を実施し、本工事が完了することになります。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 5 番。

○5 番（濱田栄子） ありがとうございます。では、令和9年度末ということは、令和10年の4月から

供用ということでよろしいですか。

○議長（富岡幸夫） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（木下尚一郎） 令和9年度末ですので、令和10年3月供用開始予定ということで今考えております。

○議長（富岡幸夫） 5番。

○5番（濱田栄子） ありがとうございます。了解いたしましたので、以上で終わります。

○議長（富岡幸夫） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第38号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第38号は、議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第39号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第15 議案第39号 財産の取得についてを議題といたします。

本案は、更新時期を迎えたこと及びシステム標準化に対応した機器とする必要があることから、住民情報システム用パソコン及び当該システムに統合されるパソコンを更新するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第39号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第39号は、議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇報告第5号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第16 報告第5号 令和6年度むつ市一般会計継続費繰越計算書を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。19番佐賀英生議員。

○19番（佐賀英生） 報告第5号の一般会計継続費繰越計算書、報告第6号等々も該当するかもしれませんが、大体この繰越しをするという理由は、ある程度理解できるのですが、この詳細についてもう少し詳しくお教え願いたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（吉田由佳子） お答えいたします。

今回上程いたしましたのは、繰越明許による事業が21件、継続費の通次繰越しによる事業が4件の計25件となっております。市といたしましても、近年繰越事業が多いということは認識しております。

主な繰越理由といたしましては、国の補正予算等により年度後半に補助内示があった場合などについては、補正予算を計上した時点で年度内に完了する見込みがないため繰り越す事業がございます。

また、予算計上した時点においては、年度内に完了予定であった工事等であっても、入札の不調等により予定工期の確保が困難となったり、工事期間等において資材等の調達に時間を要するなどの理由により、繰り越す事業が増加している状況でございます。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（佐賀英生） そうですね、何か1件目の事件というか理由が、国からの時期的なものがある。2件目が皆さん承知のとおり、今そういう時期というか、そういうあんばいなのですけども、特に工事の部分、不応札が多いとなっていくので

すが、今後においても、やはりこれというのはまだ続きそうな気がするのですけれども、これ何年もやれるわけではありませんで、どういうふうな今後対応といいたいでしょうか、できるような範囲内の考え方と申しまいしょうか、ちょっと表現難しいのですけれども、その点についてはどのように考えておりますでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（吉田由佳子） お答えいたします。

市といたしましては、まず余裕を持たせた工期の設定に努めるほか、継続費やゼロ市債を含む負担行為等の制度についても、引き続き活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） これで佐賀英生議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で報告第5号の質疑を終わります。

報告第5号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第6号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第17 報告第6号 令和6年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で報告第6号の質疑を終わります。

報告第6号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第7号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第18 報告第7号 令和6年度むつ市水道事業会計予算繰越計算書を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で報告第7号の質疑を終わります。

報告第7号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第8号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第19 報告第8号 令和6年度むつ市下水道事業会計予算繰越計算書を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で報告第8号の質疑を終わります。

報告第8号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第9号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第20 報告第9号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、工事請負契約の一部変更契約について報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で報告第9号の質疑を終わります。

報告第9号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第10号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第21 報告第10号
専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、工事請負契約の一部変更契約について報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で報告第10号の質疑を終わります。

報告第10号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第11号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第22 報告第11号
専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、工事請負契約の一部変更契約について報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で報告第11号の質疑を終わります。

報告第11号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第12号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第23 報告第12号
専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で報告第12号の質疑を終わります。

報告第12号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第13号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第24 報告第13号
専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で報告第13号の質疑を終わります。

報告第13号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第14号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第25 報告第14号
専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で報告第14号の質疑を終わります。

報告第14号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第15号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第26 報告第15号
専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、むつ市税条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で報告第15号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第15号は、議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇報告第16号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第27 報告第16号
専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で報告第16号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第16号は、議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇報告第17号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第28 報告第17号
専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で報告第17号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第17号は、議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇報告第18号

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第29 報告第18号
専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、むつ市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で報告第18号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第18号は、議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇報告第19号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第30 報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、令和6年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。1 番高橋征志議員。

○1 番（高橋征志） 報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、令和6年度むつ市一般会計補正予算につきまして、3点質疑いたします。

1 点目は歳入です。補正予算書の12ページの繰入金になりますけれども、今回1 億6,700万円の財政調整基金の繰入れをしておりますけれども、これは財源不足の意味だと思いたしますが、今回財源が不足した原因は何だとお考えになりますでしょうか。

また、今回財政調整基金を繰り入れたことによりまして、令和6年度末の財政調整基金の残高は幾らになるのかお知らせください。

次に、歳出についてですけれども、歳出全般を通して財源更正という説明がありまして、多くの科目で特定財源、補助が減って、代わりに一般財源、市の負担が増えているというように見えます。もともと想定していた特定財源が減った理由は何でしょうか。

3 点目です。指定管理料についてですけれども、前回3月定例会で指定管理料、下北文化会館とむつ来さまい館の指定管理料の増額補正をしております

ますけれども、今回それら2施設を含めて多くの施設において指定管理料が増額となっておりますが、その増額した理由をお知らせください。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（吉田由佳子） お答えいたします。

まず、財政調整基金を繰入れた理由と残高でございまして、最終専決の補正予算におきましては、決算見込みにより約5 億円の減額補正となっておりますが、歳入では国庫補助金やふるさと納税寄附金等の減に加え、歳出において一部事務組合下北医療センターへの負担金及び各指定管理施設への委託料が増となったこと等の要因により、財政調整基金を取崩しして財源とせざるを得なかったものでございます。

また、この結果、令和6年度財政調整基金の残高見込みは10億1,600万円ほどになるものと見込んでおります。

次に、もともと想定していた特定財源が減った理由ということでございますが、このたびの補正予算におきましては、財源更正が多かったということがございますが、これはデジタル防災センター整備事業のように、一部補助対象外となったことにより国庫補助金が減となった事業があるほか、当初予算においてふるさと納税を充当していた事業において、寄附金の減により一般財源となったことにより財源更正という形で計上したこととでございます。

最後に、指定管理料が増額となった理由ということでございますが、物価高騰により様々な経費が上昇傾向にあります。特に電気料金と原油価格高騰の影響が大きい状況でございます。指定管理者の公募要項において、経済状況の劇的変化等の運営に影響を及ぼす事情変更による指定管理料の増額については、市と指定管理者との協議事項となっておりますことから、公募時の市積算額と比較し、指定管理運営費のうち、電気料と燃料費

が不足する施設について指定管理料を増額したものでございます。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） まず、財政調整基金についてなのですが、令和6年度末の基金の残高が約10億円ということですが、令和5年度の決算では財政調整基金の残高が14億円ありましたので、4億円1年間で減った計算になりますし、そもそも経営計画の目標では、令和8年度末で17億円財政調整基金に積み立てるという目標であったかと思えます。令和5年度から1年たって、目標値から遠のいてしまったわけですが、その経営計画達成に向けてどのように取り組んでいくつもりか、お考えをお聞かせください。

それから、今回財源が一部不足したということなのですが、補助対象外の経費がたくさんあったということは、単純に見込みが甘かったということになってしまうのではないかと思いますので、その辺についてのお考えをお聞かせいただきたいのと、ふるさと納税寄附金を財源に充てて事業を組んでいるということは、ふるさと納税寄附金ですから、当然寄附者がいるわけで、寄附金が少なければ、当然入ってくる歳入も少なくなるわけなので、それはそもそも事業費を初めからあまり当てにしていけない財源になるのではないかと思います。1億円見込んでいたものが5,000万円入ってきたら、5,000万円の事業しかできないわけですから、それを始めから1億円と見込んで事業を組んだら、当然最後に基金の繰入れが必要になると思うのです。その辺の考え方についてお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） まずは、財政の中期見通しにつきまして、令和6年度の決算につきましては、まだ議会に提出しておりませんので、そのときには詳細申し上げますけれども、確かに財政調整基

金は減っておりますが、一方で地方債残高、当市の借金、いわゆる借金の部分は、令和5年度よりも、令和6年度の予算の段階では10億円ぐらい増える。これは、合併特例債の発行期限が令和6年度までということでしたから、増える予定でありましたが、現状としては数億円程度減るということですので、将来の負担は減っております。

貯金も減っておりますけれども、将来の負担も減っておりますので、令和6年度借りようと思えば、もう少し借りられた地方債があったのかもしれませんが、そういった兼ね合いもありますので、ご理解いただければと存じます。

その他の答弁につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（吉田由佳子） お答えいたします。

補助対象外となったのは、補助金の計上の仕方が甘かったのではないかとご質問でございしますが、デジタル防災センター整備事業における災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金につきましては、補助申請後に事務局から補助対象外とされた経費があったほか、工事を進める中で地盤調査等、新たに発生した経費があったものでございます。

交付決定後の補助金増額変更は認められないことから、この結果財源を地方債として振替できた経費もございましたけれども、一部一般財源として対応せざるを得なくなったものでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ふるさと納税を財源とすることについてでございますけれども、確かに今回の最終専決では、ふるさと納税のほう6,600万円ほど減額補正しておりますが、それでも1億円を超える市の貴重な財源でございます。今定例会におきましても、補正予算に地域活性化企業人派遣負担金として予算計上しておりますように、当市におきましては

ふるさと納税の増額に向けて取組を進めているところでございますので、この財源を財源として事業に充当するということは、今後も検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 財源更正の部分について、デジタル防災センターを例にご答弁いただきましたけれども、それだけでなく、全体を通して財源更正で一般財源が増えている部分がたくさんありますので、いろんな部分で補助対象外の経費が出たというふうに受け取りますので、今後あまりそういうことがあると、どんどん、どんどん予定よりも一般財源が増えていくということになりますので、そこは気をつけていただく必要があるのではないかなと思っておりますので、よろしく願いします。

それから、ふるさと納税につきましても、今年度も既に高い目標を持って取り組んでいると思うのですが、もしまた今年度もその目標が割れてしまうと、また財源に穴が空くという可能性もありますので、財政中期見通しの財政シミュレーション、そこをしっかりとやっていただく必要があるのかなと思います。

財政調整基金が今10億円になって、市債は減ったという話ですけれども、経営計画に位置づけてやっている、市の最上位計画だということで、常々経営計画の引き合いに出されますけれども、そうなのであれば、やはりその目標に向かって、目標達成に向かってやっていただくことは当然かと思えます。そういった意味でも、財政シミュレーションをもっとしっかりとやっていただく必要があるかなと思っていまして、昨年11月に策定した財政中期見通しの令和6年度の決算は432億円ということで、今の補正、最後は442億円ですよね。もう既に半年で10億円ずれているということにな

りますので、これ以上大きく動かないと思うのです、決算に向けて。

今年度も始まったばかりですけれども、減る分にはいいと思うのですが、結局半年で10億円増えてしまった結果になりますので、いつもは秋口に財政中期見通し出していると思うのですが、財政シミュレーションを改めて早急に取り組むべきではないかなと思うのですが、最後にお考えをお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 財政中期見通しにつきましては、高橋議員ご指摘のとおり、毎年度見直しを進めさせていただいております。

また、先ほど来答弁させていただいておりますけれども、合併特例債が昨年度、令和6年度発行最終年限でございまして、当初例えば、例えばではないのですが、防災食育センターの補助でありますけれども、これ6億円が入ってくるか入ってこないか分からない状態の中で財源を見込んでおりまして、合併特例債を借るか借りないかも含めて、年度途中に、最終年度でありましたので、こどもたちの環境をよくしようということで、トイレ、エアコンの改修費を上げさせていただきました。そういった形で、年度内で事業が変更になって、議会に承認いただいて予算が増えていく、このことはご理解いただきたいと思います。

もう一つ、財政調整基金ばかりに目を向けているのですが、地域振興基金ははじめ当市におきましては基金を持っております。その基金を取り崩して充当する事業も可能でございますけれども、将来にわたって、先ほど来申し上げておりますとおり、地方債を今後減らしていく方向に向かってやっておりますし、その違う基金、地域振興基金など将来のために取っている基金もございますので、今年度それを充当することも可能だったと認識しております。

確かに高橋議員おっしゃるとおり、財政中期見通しで財政調整基金の額を設定しておりますので、そこに向かってやろうという市の意思がありますので、そこから差が出ていることはもちろん十分に今後検証していかなければいけないと認識しておりますけれども、地域振興基金はじめその他の特定目的基金を充当すれば、財政調整基金はそのまま残るということになりますので、そういったことも含めまして、早期に財政中期見通しも今後に向かって詳細詰めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） これで高橋征志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で報告第19号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第19号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、報告第19号は承認することに決定いたしました。

◇報告第20号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第31 報告第20号 専決処分した事項の報告についてを議題といたし

ます。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で報告第20号の質疑を終わります。

報告第20号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第21号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第32 報告第21号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で報告第21号の質疑を終わります。

報告第21号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◎散会の宣告

○議長（富岡幸夫） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明6月19日は常任委員会のため、6月20日及び23日から25日までは議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫）　ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、6月21日及び22日は休日のため休会とし、6月26日は付託議案審議を行います。

本日はこれで散会いたします。

午前11時58分　散会